



2021年 5月 3日
第129号

JR 東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



5月3日憲法記念日

憲法が公布された日は、1946年11月3日です。憲法が施行された日は、1947年5月3日です。現在は、5月3日は憲法記念日、11月3日は文化の日として祝日になっています。

憲法とは、権力を持つ人をしぼり、国民の権利を守ることを目的としており、国の基本となる「最高法規」です。憲法に反する内容の法律を作ることはできません。

日本国憲法は、第二次世界大戦後、連合国軍の指導のもと作成され、国会で可決、成立したことから、「他国に押し付けられた憲法」「時代遅れの憲法」など改憲を唱える声もあります。

しかし、私たちが当たり前と思っていることも、日本国憲法によって守られているからできることなのです。

例えば、第25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と生存権が保証されています。コロナ禍で職を失い、生活が困窮しても、健康で文化的な最低限の生活をする権利が保障されているのです。



**コロナ禍の今こそ日本国憲法を読み直そう！
仲間と平和で安心して暮らせる社会をつくっていきましょう！**